

建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領

(目的)

第1条 公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められている。

本要領は、四日市港管理組合が発注する CCUS の活用拡大を図る「CCUS 活用モデル工事」（以下「モデル工事」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本要領において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「CCUS」とは、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みをいう。システムの運営主体は（一財）建設業振興基金である。
- (2) 「下請事業者」とは、建設業法第2条第5項に規定する下請負人をいう。
- (3) 「技能者」とは、元請事業者及び下請事業者の現場従事者で、建設技能者として就労するものをいう。
- (4) 「事業者登録」とは、CCUS に事業者を登録することをいう。
- (5) 「技能者登録」とは、CCUS に技能者を登録することをいう。
- (6) 「管理者 ID（現場管理者 ID）登録」とは、元請事業者が CCUS に現場管理者を登録することをいう。
- (7) 「カードリーダー等」とは、CCUS に対応した IC カードリーダーに加え、API 連携により二次元バーコード、顔認証カメラ、顔認証リーダーなど用いてカードリーダーの機能を果たす機器をいう。
- (8) 「現場利用料（カードタッチ費用）」とは、CCUS のシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金であり、元請事業者が支払いを行う費用をいう。

(対象工事)

第3条 モデル工事の対象とする工事については、以下のとおりとする。

- (1) 四日市港管理組合が指定する「土木一式・Aランク対象工事」を対象とする。
- (2) 災害復旧工事及び発注機関の長がモデル工事になじまないと判断した工事は対象としない。

(入札参加資格)

第4条 モデル工事における入札参加資格は、以下のとおりとする。

- (1) 入札時に CCUS 事業者登録が完了していること。また、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体においては、全ての構成員が CCUS 事業者登録を完了していること。
なお、入札参加者は「建設キャリアアップシステム事業者登録確認書」を入札時に提出するものとする。

- (2) CCUS 事業者登録については、入札時に有効期限が到来していないこと。なお、工事期間中に有効期限が到来する場合は、有効期限内に更新手続きを行い、更新手続きが完了した時は速やかに「建設キャリアアップシステム事業者登録確認書」を発注者へ提出すること。

(入札公告等)

第5条 モデル工事の入札公告等は、以下のとおりとする。

- (1) 発注者は、発注にあたり別紙1及び2のとおり、モデル工事の対象である旨を入札公告別表及び特記仕様書に明示するものとする。また、建設工事発注見通し並びに入札情報-入札公告においてもモデル工事の対象案件であることを明示するものとする。
- (2) 入札参加者は、入札時に別紙3に示す様式により、第4条に示す入札参加資格を確認できる書類を提出するものとする。
- (3) 発注者は、(2)により提出された書類について、競争入札審査会にて審査を行うものとする。

(実施方法等)

第6条 受注者は、モデル工事を実施するにあたり、以下のとおり実施するものとする。

- (1) 受注者は、CCUS 活用内容を施工計画書に記載し発注者へ提出するとともに、工事着手前に「管理者 ID (現場管理者 ID) 登録」及び「現場におけるカードリーダー等設置」の完了時期を協議し承諾を得ること。
- (2) 受注者は、「①管理者 ID (現場管理者 ID) 登録」及び「②現場におけるカードリーダー等設置」が完了した時点で、発注者に以下の確認ができる資料を添付し報告を行うこと。

	報告項目	確認できる資料の例
①	管理者 ID (現場管理者 ID) 登録	現場管理者 ID 登録完了メール もしくは 現場管理者 ID でのログイン画面コピー
②	現場におけるカードリーダー等設置	現場の設置状況写真

- (3) 受注者は、(2)の項目が達成できない場合、発注者にその理由を報告すること。

2 受注者の責によらない不測の事態が生じ、モデル工事の遂行が困難となった場合は、受発注者の協議によりモデル工事の対象外とすることができる。

(CCUS 活用にかかる費用)

第7条 CCUS 活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料(カードタッチ費用)については、それぞれ以下のとおり設計変更時に支出実績に基づき、共通仮設費(技術管理費)として積上げ計上するものとする。この際、これらの費用は現場管理費率、一般管理費等率の対象外とする。

なお、当該工事の技能者登録、下請事業者の事業者登録及び管理者 ID (現場管理者 ID) 登録にかかる費用(登録料・利用料)については、受注者の負担とする。

(1) カードリーダー等設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、支出実績に基づき費用を計上する（新規購入に限る）。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型リーダーなどの専用機器を用いて入構管理を行う場合についても、支出実績に基づき費用を計上する（新規購入に限る）。

なお、CCUS の継続的な活用の観点から、リースの場合は、受注者の負担とする。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）費、設置費及び通信費は、受注者の負担とする。

【カードリーダー、顔認証カメラ、顔認証型リーダーの費用】

現場で使用する OS	単価	備考
Windows	10,000 円／1 台（税抜）を上限	原則、1 工事あたり 1 台とする。
iOS	30,000 円／1 台（税抜）を上限	

(2) 現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、費用を計上する。

なお、現場でカードタッチを失念した場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

（工事成績評定点等の加点）

第 8 条 モデル工事において、下表に示す指標の基準を両方達成した場合は、工事成績採点表における創意工夫の評価（監督員）において 1 点加点するものとする。

指標	基準	指標の定義
登録事業者率	90% 以上	当該工事の施工体系図に記載のある、 $(\text{元請事業者} + \text{CCUS 登録事業者数}) / (\text{元請事業者} + \text{下請事業者数})$
登録技能者率	80% 以上	当該工事の作業員名簿に記載のある、 $(\text{CCUS 登録技能者数}) / (\text{全技能者数})$ ※元請下請含む

- ・ CCUS 登録事業者とは、下請事業者のうち事業者登録を行ったものをいう。
- ・ 下請事業者とは、建設業法第 2 条第 5 項に規定する下請負人をいい、一人親方を除く。なお、一人親方とは、従業員を雇用していない個人事業主をいう。
- ・ CCUS 登録技能者とは、技能者のうち技能者登録を行ったものをいう。
- ・ 技能者とは、元請事業者及び下請事業者の現場従事者で建設技能者として就労するものをいい、元請事業者の技術者（主任技術者等）、現場代理人及び下請事業者の主任技術者は含まない。なお、主任技術者等とは、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、四日市港管理組合低入札価格調査実施要領第 7 条に規定する専任の担当技術者をいう。

- 2 受注者は、別紙 4 及び別紙 4 に示す添付資料を、工事完成時に発注者へ提出するものとする。

添付資料の施工体系図及び作業員名簿は、最終版で全事業者及び全作業員が記載されているものとする。

なお、指標が未達成の場合でもこれら資料の提出を行うものとする。

(発注時にモデル工事の対象としていない工事の扱い)

第9条 発注時にモデル工事としていない工事において、契約後、受注者から申し出がある場合には、発注者との協議により受注者申出モデル工事として設定できるものとする。ただし、当該工事の契約までに CCUS 事業者登録が完了しているものに限る。

2 前項の協議は、契約の締結後速やかに、別紙 3-1 に示す様式を添付した工事打合せ簿により発注者と協議するものとする。

3 災害復旧工事は受注者申出モデル工事として実施することができる。ただし、第7条の CCUS 活用に係る費用は計上しないものとする。

4 受注者申出モデル工事の実施にあたっては本要領を準用するものとする。

(その他)

第10条 発注者は、受注者に対し工事完成後に CCUS 活用モデル工事に関する調査等の協力を求めることがある。また、この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年10月1日以降に公告を行う工事に適用する。

(別紙1) 入札公告別表

入札公告別表 四日市港管理組合

入札公告本文において「別表」を参照するよう指定した項目は次のとおりです。
(□が■に着色された項目が本案件において適用されます。)

公告日 年 月 日()

1 入札に付する工事概要

工 事 番 号		
工 事 名		
工 事 場 所		
工 事 概 要		
工 期		
予 定 価 格 (税 込 ・ 円)		☐ 見積徴収型
そ の 他		

2 入札方式に関する事項

入 札 執 行 方 式	郵便入札
落 札 者 決 定 方 式	
総 合 評 価 方 式 の 詳 細	☐ 総合評価方式の一括審査対象工事(対象件数 件)
技 術 提 案	☐ 技術提案を求める(対策なし型) ☐ 技術提案を求める(対策あり型) ☐ 技術提案を求めない
そ の 他 の 適 用 する 入 札 方 式 等	☐ 最低制限価格設定工事 ☐ 低入札価格調査対象工事 (四日市港管理組合低入札価格調査実施要領第6条第3項の適用: ☐ 適用する ☐ 適用しない) ☐ 契約後VE方式 ☐ 一括け方式試行案件(対象件数 件)

3 競争参加資格に関する事項

事前 条件 審査 項目	入 札 参 加 形 態	☐ 単体【※格付け対象業種の場合は、「単体 又は 経常建設共同企業体」。 ☐ 特定建設工事共同企業体(構成員数 名)			
	建設工事の種類及び 建設業の許可区分	建設業の 許可区分	☐ 一般建設業又は特定建設業 ☐ 特定建設業に限る		
	入 札 参 加 資 格 者 名 簿 登 録 業 種				
	設計業務の受託者				
参加 資格 事後 審査 項目	建設業連合会共済制度への加入	☐ 求める ☐ 求めない			
	地域要件並びに 格付け及び総合 点数又は経営事 項審査結果の総 合評定値等	地域要件	格付け及び総合 点数 ランク 総合点	経営事項審査結果の総合 評定値(対象業種)	
	(公告本文3(1)に 参照してください。)				
	その他競争参加資格要件				
企業要件					
	(公告本文3(2)7を参照してください。)				
主任技術者等の 配置可否確認時期	☐ 開札日 ☐ 契約日 ☐ 本契約日 ☐ 工事着手日				
技 術 者 要 件	OCUS事業者登録の要件を追加すること。				
(公告本文3(2)7を参照してください。)					

4 入札手続等

手続等	期間・期日	備考(方法・場所等)
特定建設工事共同企業体入札 参加資格審査申請書提出期限		
競争参加資格確認 申請書提出期限		
技術資料に係る 質問の受付期限		
技術資料に係る 質問に対する回答期限		
設計図書等に係る 質問の受付期限		
設計図書等に係る 質問に対する回答期限		
事前条件確認通知日(予定)		
総合評価に係る ヒアリング予定日		
配 達 指 定 日 (入 札 書 提 出 日)		
開 札 日 時		
参加資格事後審査結果通知日 (予定)		

5 提出書類等

特定建設工事共同企業体 結成に関する 入札参加資格審査申請 時に提出する書類	☐ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(共同企業体取扱要綱+1 様式第4) ☐ 特定建設工事共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱 様式第5)の写し	
参加申請時に提出する書類	☐ 競争参加資格確認申請書 ☐ 参考見積書 ☐ 技術資料届出書等 (提出方法: 紙媒体の持参、郵便又は民間事業者による信書便のいずれかによる) ① 技術資料届出書 ② 技術資料 () ☐ その他	
入札時に 提出する 書類 (各様式の添 付資料を含 む)	必ず提出 が必要 (添付資料 を含む)	☐ 工事費内訳書 ☐ 企業要件(施工実績)及び配置予定技術者(資格及び施工実績)届出書(様式第2-1号) ※ (配置予定技術者の届出(記載)の要否: ☐ 必要 ☐ 不要) ※主任(監理)技術者、営業所技術者等の兼任特例を活用する場合はいずれかを合わせて提出すること。 ※法第26条第3項第1号による場合は、専任特例1号の主任技術者等配置予定届出書(様式第2-2号) ※法第26条第3項第2号による場合は、専任特例2号の監理技術者配置予定届出書(様式第2-3号) ※法第26条の5による場合は、専任特例営業所技術者の主任技術者等配置予定届出書(様式第2-4号) ※法第26条の6による場合は、専任特例営業所技術者の主任技術者配置予定届出書(様式第2-5号) ☐ 業態調査(入札時提出用) ☐ 納税確認書及び納税証明書 ☐ 建設キャリアアップシステム事業者登録確認書 ☐ その他 ☐ 施工体制審査意向確認書(特記事項5(1)参照)
	条件により 提出が必要	

OCUS事業者登録の要件の添付が必要であることを明示。

6 その他

四日市港管理組合議会の議決 の要否	☐ 要 ☐ 否
火災保険付保の要否	☐ 要 ☐ 否
そ の 他	

7 公告に関する問い合わせ先

入 札 事 務 担 当 所 属	四日市港管理組合 経営企画部 総務課	電話059-366-7009/FAX059-366-7048
工 事 担 当 所 属	四日市港管理組合 経営企画部 ○〇課	電話059-366-○○○○/FAX059-366-○○○○
住 所	〒510-0011 三重県四日市市蔵二丁目1-1 四日市港ポートビル9階 (総務課)・〇階(〇〇課)	

(別紙2) 特記仕様書 No. 1

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.3

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
適用条件	☒ 適用条件	☒ 情報共有（ ☐ 電子メール（①を適用） ☒ A S P（②を適用） ☐ 電子メール又は受注者希望によりA S P（①または②を適用） ①電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和6年11月（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ②情報共有システムの実施に関する特記仕様書 令和7年4月（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ 三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和 年 月）） 三重県を四日市港管理組合と読み替える。 ※ただし、1-1-1-43 6.技術者の専任・兼任での1人の主任技術者（監理技術者）が兼任できる工事数は、四日市港管理組合と県発注工事（応急工事等）に係るものを除く）において2件以下とする。 ☐ 「土木構造物設計マニュアル（案） 編」を適用 ☒ 契約後のVE提案に関する特記仕様書 平成26年4月1日を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） ☒ 「工事監理連絡会」対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ※設計図書を確認完了後、実施について監督員と協議すること。 ☒ 「建設工事請負契約書第28条第5項（単品スライド条項）」にかかる特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ デジタル工事写真の小黑板情報電子化に係る特記仕様書を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） ☒ ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） ☐ 「土木」 「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用 （三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「土木」 「週休2日交替制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用 （三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ 「港湾」 「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用 （三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「港湾」 「週休2日交替制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用 （三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ 「快速トイレ設置工事」に係る実施要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ 「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書【令和2年8月改定版】」を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） ☒ 「建設現場における遠隔現場の試行に関する特記仕様書」（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） ☒ 「建設メモリアップシステム活用モデル工事 追加特記仕様書」を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） ☐ 「追加特記仕様書（基礎工（既製杭工））」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「ウィークリースタンス実施要領（令和6年4月1日）」の対象工事とする（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「現場環境改善に関する特記仕様書【発注者指定型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「現場環境改善に関する特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ その他（ ）
監督の区分 共通仕様書 第3編3-1-1-4 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)	☒ 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となつた場合は、全ての工種を重点監督とする。） ☐ 重点監督	☒ 重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 ☒ 全ての工種に適用する。 ☐ 対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	☐ 入札時V E方式 ☒ 契約後V E方式 ☐ 設計・施行一括発注方式 ☐ プロポーザル方式 ☒ 総合評価方式	☐ 契約前のV E提案に基づき施工しなければならない。 ☒ 契約後にV E提案を受け付ける。 ☐ 細部設計の承認を受けなければならない。 ☒ 本件工事で技術提案等の不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電子納品	☒ 工事完成図書（工事写真含む） ☐ 電子納品対象外	☒ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 ☐ 電子媒体の提出部数は、（ ☒ 2部 ☐ ）部とする。 ☒ 四日市港管理組合C A L S 電子納品運用マニュアル（令和7年9月改訂）を適用 なお、工事番号の記入は省略する。
地質調査の 電子成果品等	☐ 地盤情報データベースの登録の必要あり	☐ 所定及び登録機関（一般財団法人国土情報センター（ https://ngic.or.jp/ ）） ☐ 検定料金の計上（ ☐ A検定 ☐ B検定 ） （注：受注後、これにより懸念の場合は設計変更の対象とする。）
産業廃棄物税	☒ 産業廃棄物税	☒ 本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ作成・登録	☒ コリンズ（CORINS）の作成・登録	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ田当該欄は、作業に当たって契約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない契約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市港管理組合
令和7年9月

追加特記仕様書

建設キャリアアップシステム活用モデル工事

1. 受注者は、CCUS活用内容を施工計画書に記載し発注者へ提出するとともに、工事着手前に「現場登録」及び「現場におけるカードリーダー等設置」の完了時期を協議し承諾を得ること。
2. 受注者は、「現場登録」及び「カードリーダー等設置」が完了した時点で、発注者に以下の確認ができる資料を添付し、打合せ簿にて報告を行うこと。
なお、「現場登録」及び「カードリーダー等設置」が達成できない場合、発注者にその理由を報告すること。

報告項目	確認できる資料の例
① 管理者 ID (現場管理者 ID) 登録	現場管理者 ID 登録完了メール もしくは 現場管理者 ID でのログイン画面コピー
② カードリーダー等設置	現場の設置状況写真

3. CCUS 活用のためのカードリーダー等設置費用及び現場利用料(カードタッチ費用)については、設計変更対象のため発注者と協議を行うこと。なお、費用の計上方法等は、「四日市港管理組合建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」に基づくものとする。
4. 下請事業者及び技能者の CCUS 登録を促進するため、当該工事における事業者と技能者の CCUS 登録率を評価し工事成績加点を行う。工事成績評定における加点の基準や方法については、「四日市港管理組合建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」に基づくものとする。
5. 受注者の責によらない不測の事態が生じ、モデル工事の遂行が困難となった場合は、受発注者の協議によりモデル工事の対象外とすることができる。

建設キャリアアップシステム事業者登録確認書

1. 入札参加申請対象工事名：
2. 商号または名称及び代表者名
3. 所在地

☐ 建設キャリアアップシステムの事業者登録が完了している

(完了しているにチェックを入れた事業者は、事業者 ID を記入してください)

事業者 ID _____
有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

なお、「建設キャリアアップシステム事業者ポータル画面コピーの写し」を添付すること

建設キャリアアップシステム事業者登録確認書

(受注者申出モデル工事用)

1. 受注者申出モデル工事適用希望対象工事名：

2. 商号または名称及び代表者名

3. 所在地

☐ 受注者申出モデル工事として適用することを希望する

☐ 建設キャリアアップシステムの事業者登録が完了している

(完了しているにチェックを入れた事業者は、事業者 ID を記入してください)

事業者 ID			
登録完了日	年	月	日
有効期限	年	月	日

なお、「建設キャリアアップシステム事業者ポータル画面コピーの写し」を添付すること

(別紙4) 確認様式

建設キャリアアップシステム活用モデル工事報告書

工事名	
受注者名	
工事完成日	令和 年 月 日

1. 登録事業者率

① 元請事業者+下請事業者数		(参考様式の①)
② 元請事業者+CCUS登録事業者数		(参考様式の②)
登録事業者率 (②/①)		(%)
登録事業者率90%以上		(達成or未達成)

2. 登録技能者率

③ 全技能者数		(参考様式の③)
④ CCUS登録技能者数		(参考様式の④)
登録技能者率 (④/③)		(%)
登録技能者率80%以上		(達成or未達成)

両方の指標の達成状況

判定

添付資料

- ☐ 別紙4 参考様式
- ☐ 登録事業者率の算出資料
 - ・ 施工体系図
 - ・ 施工体制登録事業者一覧 (CCUS出力帳票)
- ☐ 登録技能者率の算出資料
 - ・ 作業員名簿
 - ・ 施工体制登録技能者一覧 (CCUS出力帳票)

別紙 4 参考様式

別紙 4 参考様式

登録事業者率、登録技能者率算出補助シート

※施工体系図、作業員名簿をもとに黄色着色セルに入力してください。

※行が不足する場合は、適宜行を挿入してお使いください。

	事業者名	登録事業者率		登録技能者率	
		① 元請事業者＋ 下請事業者数	② 元請事業者＋ CCUS登録事業者数	③ 全技能者数	④ CCUS登録技能者数
元請					
下請1					
下請2					
下請3					
下請4					
下請5					
下請6					
下請7					
下請8					
下請9					
下請10					
計		0	0	0	0

【注記】

- ①…登録事業者率の算出対象とする事業者は○、登録技能者率の算出対象となる一人親方は－を記入
- ②…登録事業者率の算出対象とする事業者のうち、CCUS登録事業者は○、未登録事業者は×を記入
- ③…登録技能者率の算出対象とする技能者数を記入
- ④…登録技能者率の算出対象とする技能者数のうち、CCUS登録を行っている技能者数を記入

建設キャリアアップシステム 活用モデル工事の工事成績加点について

この参考資料では、建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領の「工事成績評定点等の加点」に関して、要領には定めがない、具体的な指標の算出方法および資料の作成方法を定めます。
指標の算出および資料の作成は当資料に基づき行うものとします。

1. 工事成績加点の基準

- ・モデル工事では、下請事業者および技能者の登録促進を目的に、事業者と技能者のCCUS登録状況を評価します。
- ・指標の算出は最終提出の施工体系図（全事業者が記載されたもの）及び作業員名簿（全作業員が記載されたもの）に基づいて行います。
- ・実施要領における工事成績加点の考え方は以下のとおりです。

【建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領】

（工事成績評定点等の加点）

第8条 モデル工事において、下表に示す指標の基準を両方達成した場合は、工事成績採点表における創意工夫の評価（監督員）において1点加点するものとする。

指標	基準	指標の定義
登録事業者率	90% 以上	当該工事の施工体系図に記載のある、 (元請事業者+CCUS登録事業者数) / (元請事業者+下請事業者数)
登録技能者率	80% 以上	当該工事の作業員名簿に記載のある、 (CCUS登録技能者数) / (全技能者数) ※元請下請含む

- ・CCUS登録事業者とは、下請事業者のうち事業者登録を行ったものをいう。
- ・下請事業者とは、建設業法第2条第5項に規定する下請負人をいい、一人親方を除く。
なお、一人親方とは、従業員を雇用していない個人事業主をいう。
- ・CCUS登録技能者とは、技能者のうち技能者登録を行ったものをいう。
- ・技能者とは、元請事業者および下請事業者の現場従事者で建設技能者として就労するものをいい、元請事業者の技術者（主任技術者等）、現場代理人及び下請事業者の主任技術者は含まない。なお、主任技術者等とは、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、四日市港管理組合低入札価格調査実施要領第7条に規定する専任の担当技術者をいう。

2. 登録事業者率の算出

(1) 指標の考え方

- ・登録事業者率は、当該工事の施工体系図に記載のある元請事業者および下請事業者のうち、CCUS登録している事業者の割合で算出します。
- ・指標の分母は「元請事業者＋下請事業者数」であり、算出対象とする事業者数は当該工事の施工体系図をもとに集計をします。
- ・指標の分子は「元請事業者＋CCUS登録事業者数」であり、元請事業者に加え、CCUS登録している下請事業者をシステムから出力する施工体制登録事業者一覧で選別し、それらを集計した事業者数とします。(システムでの帳票出力は、CCUS事業者ポータル画面のメニューから行います)

指標	基準	指標の定義
登録事業者率	90%以上	当該工事の施工体系図に記載のある、 $\frac{(\text{元請事業者} + \text{CCUS登録事業者数})}{(\text{元請事業者} + \text{下請事業者数})}$

90%以上で登録事業者率は基準達成となります

CCUS登録している事業者数
⇒施工体制登録事業者一覧から集計

指標の算出対象とする事業者数
⇒施工体系図から集計

(2) 指標の算出対象とする事業者数（指標の分母）

- ・元請事業者および下請事業者を指標の算出対象の事業者とします。
- ・指標の算出対象とする事業者数は、最終提出の施工体系図（全事業者が記載されたもの）から集計します。
- ・施工体系図から算出対象とする事業者を整理することとし、「施工体系図の作成例」（P.3 参照）を参考に、下請事業者のうち算出対象としない事業者を控除して、算出対象とする事業者を選別します。
- ・算出対象とする事業者を、別紙4 参考資料（P.8 参照）に記入します。なお、作成した施工体系図は指標の算出資料として提出します。

（指標の算出対象とする事業者）

- ①元請事業者
- ②建設業法上の下請負人にあたる下請事業者

（指標の算出対象としない事業者）

- ①一人親方（CCUS 登録促進の対象であるが算出対象としない）
- ②警備業者（施工体系図に記載が必要であるが算出対象としない）
- ③建設業法上の下請負人ではない測量業務、調査業務、資材購入などの業者

施工体系図の作成例

施工体系図

発注者名	〇〇建設事務所
工事名称	〇〇〇〇工事

指標の算出対象としない、①一人親方、②警備業者、③建設業法上の下請負人ではない測量業者等を×印で表記します。

元請名・事業者ID	〇〇建設 00000000000000
監督員名	〇〇 〇〇
監理技術者名	〇〇 〇〇
主任技術者名	〇〇 〇〇
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者

会長	統括安全衛生責任者 〇〇 〇〇
----	--------------------

副会長	〇〇 〇〇
-----	-------

指標の算出対象となる事業者を集計して指標の分母とします。
(CCUS事業者登録の有無は問わない)

会社名・事業者ID	〇〇組 99999999999999
代表者名	〇〇 〇〇
許可番号	24000000
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	〇〇 〇〇
主任技術者	〇〇 〇〇
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	〇〇警備
代表者名	〇〇 〇〇
許可番号	24000000
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	〇〇 〇〇
主任技術者	〇〇 〇〇
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日

一人親方のため対象外

会社名・事業者ID	〇〇土建
代表者名	〇〇 〇〇
許可番号	24000000
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	〇〇 〇〇
主任技術者	〇〇 〇〇
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	〇〇工業
代表者名	〇〇 〇〇
許可番号	24000000
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	〇〇 〇〇
主任技術者	〇〇 〇〇
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日

警備業者のため対象外

指標の算出対象から除いた理由を記載します。
・一人親方のため対象外 ・警備業者のため対象外
・測量業者のため対象外 ・調査業者のため対象外
など

※赤書きを記載する

(参考) 施工体系図について

- 指標の算出対象とする事業者数は、施工体系図をもとに集計することから、施工体系図が適正に作成されていることが前提となります。基本的な施工体系図の取扱いについては、下記を参考にしてください。

施工体系図の取扱い

作成根拠	- 建設業法第24条の8第4項 - 入契法第15条第1項 - 三重県公共工事共通仕様書 - 特記仕様書
記載すべき事項	- 施工体系図に記載すべき事業者は建設業者 - 警備業者は建設業法上記載を求められていないが、共通仕様書において1次下請にあたる警備業者の記載を求めている - 建設業者には当たらない測量業務、調査業務、資材購入などの業者は記載の必要はないが、記載されていても差し支えない
工事における扱い	- 法令及び共通仕様書により発注者への提出が求められている - 施工体制点検では施工体系図が整備されているかの点検が行われている - 完成検査では施工体系図が適正に作成されているかの確認が行われている

(3) CCUS 登録している事業者数（指標の分子）

- ・元請事業者および下請事業者で、CCUS 登録している事業者を対象とします。（元請事業者は、CCUS 登録が入札参加条件となっています。）
- ・CCUS 登録している下請事業者数は、システムから出力する施工体制登録事業者一覧から集計します。
- ・施工体制登録事業者一覧からCCUS 登録している下請事業者を整理することとし、「施工体制登録事業者一覧の作成例」（下図）を参考に、CCUS 登録している下請事業者を選別します。
- ・元請事業者および選別したCCUS 登録している下請事業者を、別紙4 参考資料（P.8 参照）に記入します。なお、作成した施工体制登録事業者一覧は指標の算出資料として提出します。

施工体制登録事業者一覧の作成例

11 3-3 施工体制登録事業者一覧 イメージ図

※ A3 横

帳票No.	3-3	
帳票名	施工体制登録事業者一覧	
対象現場	現場 I D	
	現場名	
対象時点		
出力日時		
出力者 I D		
出力者名		
出力者立場		

次数	事業者		法人・個人区分	一次下請事業者		二次下請事業者		三次下請事業者		四次下請事業者		五次下請事業者		六次
	事業者 I D	事業者名		事業者 I D	事業者名	事業者 I D	事業者名	事業者 I D	事業者名	事業者 I D	事業者名	事業者 I D	事業者名	

指標の分母とした算出対象とする事業者の内、CCUS登録している下請事業者を選別します。選別した下請事業者と元請事業者を集計した事業者数を指標の分子とします。
※元請事業者は施工体制登録事業者一覧には表示されません

CCUS 登録している下請事業者を ○ で囲みます。

3. 登録技能者率の算出

(1) 指標の考え方

- ・登録技能者率は、当該工事の作業員名簿に記載のある技能者のうち、CCUS登録している技能者の割合で算出します。
- ・指標の分母は「全技能者数」であり、算出対象とする技能者数は、当該工事の作業員名簿をもとに集計をします。
- ・指標の分子は「CCUS登録技能者数」であり、CCUS登録している技能者数を、システムから出力される施工体制登録技能者一覧で集計します。

指標	基準	指標の定義
登録技能者率	80%以上	$\frac{\text{当該工事の作業員名簿に記載のある、(CCUS登録技能者数)}}{\text{(全技能者数)}} \times \text{元下含む}$

80%以上で登録技能者率は基準達成となります

CCUS登録している技能者数
⇒施工体制登録技能者一覧から集計

指標の算出対象とする技能者数
⇒作業員名簿から集計

(2) 指標の算出対象とする技能者数（指標の分母）

- ・元請事業者および下請事業者の技能者を指標の算出対象とします。
- ・指標の算出対象とする技能者数は、最終提出の作業員名簿（全作業員が記載されたもの）から集計します。
- ・作業員名簿から算出対象とする技能者を整理することとし、「作業員名簿の作成例」（P.6 参照）を参考に、作業員のうち算出対象としない技能者等を控除して、算出対象とする技能者数を集計します。
- ・算出対象とする技能者数を、別紙4 参考資料（P.8 参照）に記入します。なお、作成した作業員名簿は指標の算出資料として提出します。

（指標の算出対象とする技能者）

- ①元請事業者の技能者
- ②事業者登録率で算出対象とした下請事業者の技能者
- ③一人親方（一人親方は従業員を雇用していない個人事業主をいう（P.1））

（指標の算出対象としない技能者等）

- ①元請事業者の主任技術者等（施工管理を行う者であるため）
- ②元請事業者の現場代理人（現場の運営を行う者であるため）
- ③下請事業者の主任技術者（施工管理を行う者であるため）
- ④一人親方で主任技術者となる者（建設業許可のある一人親方）
- ⑤建設工事の直接的な作業を行わない警備員、清掃員、事務員など

※指標の算出対象とする技能者の範囲は、P6 の図を参照してください。

作業員名簿の作成例

作 業 員 名 簿

事業所の名称
・現場ID
所長名

指標の算出対象となる技能者数を事業者ごとに集計し、合算した技能者数を指標の分母とします。(CCUS登録の有無は問わない)

元請
確認欄

提出日 年 月 日

(次) 会社名
・ 事業者ID

一次会社名
・ 事業者ID

番号	ふりがな 氏名 技能者ID	※	生年月日 年齢	健康保険 年金保険 雇用保険	入場年月日	受入教育 実施年月日
	●● ●● ○○ ○○ 0000000000000000		年 月 日 歳		年 月 日	年 月 日
	●● ●● ○○ ○○ 0000000000000000		年 月 日 歳		年 月 日	年 月 日
	●● ●● ○○ ○○ 0000000000000000		年 月 日 歳		年 月 日	年 月 日
	●● ●● ○○ ○○ 0000000000000000		年 月 日 歳		年 月 日	年 月 日
	●● ●● ○○ ○○ 0000000000000000		年 月 日 歳		年 月 日	年 月 日
	●● ●● ○○ ○○ 0000000000000000		年 月 日 歳		年 月 日	年 月 日
	●● ●● ○○ ○○ 0000000000000000		年 月 日 歳		年 月 日	年 月 日
	●● ●● ○○ ○○ 0000000000000000		年 月 日 歳		年 月 日	年 月 日
	●● ●● ○○ ○○ 0000000000000000		年 月 日 歳		年 月 日	年 月 日
	●● ●● ○○ ○○ 0000000000000000		年 月 日 歳		年 月 日	年 月 日

指標の算出対象としない、

- ①元請事業者の技術者(主任技術者等)
- ②元請事業者の現場代理人
- ③下請事業者の主任技術者
- ④建設工事の直接的な作業を行わない者を×印で表します

指標の算出対象から除いた理由を記載します。

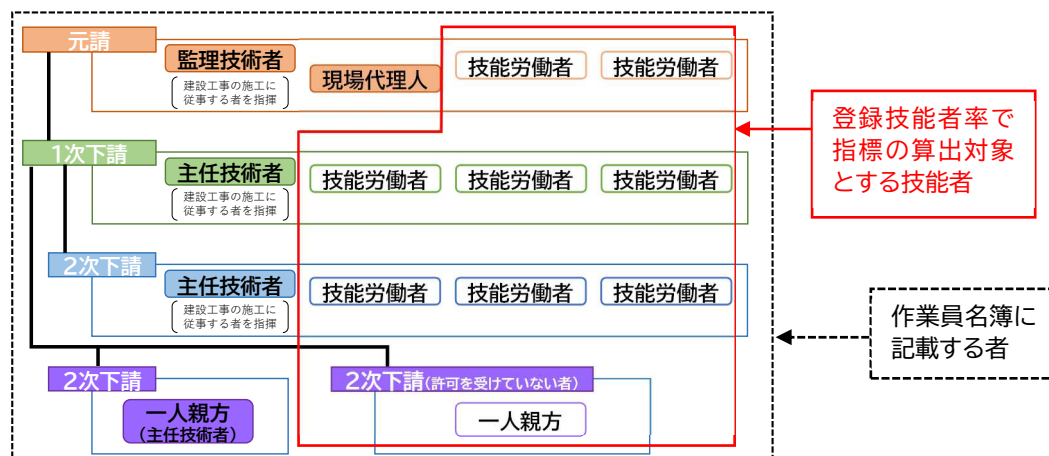
- ・技術者のため除外
- ・現場代理人のため除外
- ・清掃員のため除外
- ・事務員のため除外
- など

算出対象となる技能者数を事業者ごとに集計して記載します。なお、現場入場の有無を問わず、作業員名簿に記載の技能者を対象とします。

算出対象技能者数 ○○ 人

※赤書きを記載する

(図：指標の算出対象とする技能者の範囲)



(参考) 作業員名簿について

- ・指標の算出対象とする技能者数は、作業員名簿をもとに集計することから、作業員名簿が適正に作成されていることが前提となります。基本的な作業員名簿の取扱いについては、下記を参考としてください。

作業員名簿の取扱い

作成根拠	・建設業法第24条の8第1項 ・建設業法施行規則第14条の2第1項第2号チおよび第4号チ（作業員名簿は施工体系図の一部として作成）
記載すべき事項	・作業員名簿に記載すべき者は建設工事に従事する者 ・建設工事に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などに従事する者は記載の必要はないが、記載されていても差し支えない ・施工体系図に記載した事業者に所属する現場従事者が記載されている必要がある。
工事における扱い	・法令及び共通仕様書により発注者への提出が求められている。（作業員名簿は施工体制台帳の一部となる） ・施工体制点検では作業員名簿に必要事項が記載されているかの点検が行われている。 ・完成検査では作業員名簿が適正に作成されているかの確認が行われている。
現場入場について	・作業員名簿は提出時点での作業予定者を記載しており、実際の現場入場者は作業予定者の一部もしくは全部となる。 ・実際の現場入場者が作業予定者の一部であっても、作業員名簿の修正は求めている。

(3) CCUS登録している技能者数（指標の分子）

- ・元請事業者および下請事業者の技能者で、ＣＣＵＳ登録している技能者を対象とします。
- ・ＣＣＵＳ登録している技能者数は、システムから出力する施工体制登録技能者一覧から集計します。
- ・施工体制登録技能者一覧からＣＣＵＳ登録している技能者を整理することとし、「施工体制登録技能者一覧の作成例」（下図）を参考に、ＣＣＵＳ登録している技能者数を集計します。
- ・集計したＣＣＵＳ登録技能者数を、別紙４参考資料（Ｐ．８ 参照）に記入します。なお、作成した施工体制登録技能者一覧は指標の算出資料として提出します。

施工体制登録技能者一覧の作成例

4 1-4 施工体制登録技能者一覧

※ A3 横

事業者ごとに出力して集計します。

指標の分母とした算出対象とする技能者の内、CCUS登録している技能者を
集計します。事業者ごとの集計を合算した技能者数を指標の分子とします。

CCUS登録している技能者を○で囲みます。

CCUS 登録技能者数 〇〇 人

CCUS 登録技能者数を集計して記載します。

4. 指標算出結果の取りまとめ（別紙4の作成）

（1）別紙4参考様式の作成

- ・登録事業者率および登録技能者率の指標算出で作成した資料をもとに、事業者ごとの集計結果を別紙4参考資料に記入します。

別紙4 参考資料の記入欄		指標算出資料	記入内容
登録事業者率	①元請事業者＋下請事業者数	施工体系図	算出対象事業者は○、登録技能者率の算出対象となる一人親方は－を記入
	②元請事業者＋CCUS登録事業者数	施工体制登録事業者一覧	CCUS登録事業者は○、未登録事業者は×を記入
登録技能者率	③全技能者数	作業員名簿	算出対象とする技能者数を記入
	④CCUS登録技能者数	施工体制登録技能者一覧	CCUS登録技能者数を記入

別紙4参考様式の記入例

別紙4 参考様式

登録事業者率、登録技能者率算出補助シート

※施工体系図、作業員名簿をもとに黄色着色セルに入力してください。

※行が不足する場合は、適宜行を挿入してお使いください。

	事業者名	登録事業者率		登録技能者率	
		① 元請事業者＋ 下請事業者数	② 元請事業者＋ CCUS登録事業者数	③ 全技能者数	④ CCUS登録技能者数
元請	株式会社〇〇建設	○	○	13	13
下請1	有限会社〇〇建設	○	○	10	8
下請2	株式会社〇〇組	○	○	7	4
下請3	〇〇工業株式会社	○	○	4	3
下請4	〇〇鉄筋 ※一人親方	－		1	1
下請5					
下請6					
下請7					
下請8					
下請9					
下請10					
	計	4	4	35	29

(2) 別紙4確認様式の作成

- ・別紙4参考様式の集計結果を別紙4確認様式に転記することで、当該工事における「登録事業者率」と「登録技能者率」が算出されます。
- ・両方の指標が基準を達成していることを確認できた場合は、工事成績加点の対象となります。

別紙4確認様式の記入例

(別紙4) 確認様式

建設キャリアアップシステム活用モデル工事報告書

工事名	〇〇工事
受注者名	株式会社〇〇建設
工事完成日	令和〇年〇月〇日

1. 登録事業者率

① 元請事業者+下請事業者数	4	(参考様式の①)
② 元請事業者+CCUS登録事業者数	4	(参考様式の②)
登録事業者率 (②/①)	100	(%)
登録事業者率90%以上	達成	(達成or未達成)

2. 登録技能者率

③ 全技能者数	35	(参考様式の③)
④ CCUS登録技能者数	29	(参考様式の④)
登録技能者率 (④/③)	82	(%)
登録技能者率80%以上	達成	(達成or未達成)

「登録事業者率」と「登録技能者率」の両方が
基準を達成したら成績加点の対象となります

両方の指標の達成状況

判定

達成

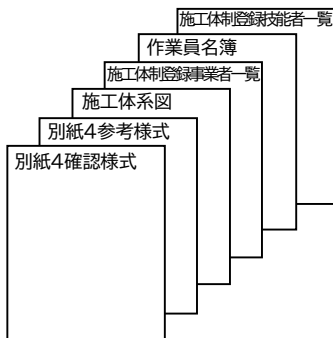
添付資料

- ☒ 別紙4参考様式
- ☒ 登録事業者率の算出資料
 - ・施工体系図
 - ・施工体制登録事業者一覧 (CCUS出力帳票)
- ☒ 登録技能者率の算出資料
 - ・作業員名簿
 - ・施工体制登録技能者一覧 (CCUS出力帳票)

5. 指標の基準達成状況の報告

- ・受注者は、別紙4 確認様式、別紙4 参考様式、登録事業者率および登録技能者率の算出資料を取りまとめ、発注者へ提出します。
- ・発注者は、提出された資料の集計等が正しいか確認します。
- ・モデル工事として指標の達成状況を確認する必要がありますので、指標が達成できていない場合でも資料の提出が必要です。

提出資料一式のイメージ



提出資料一覧

- ☐ 別紙4確認様式
- ☐ 別紙4参考様式
- ☐ 登録事業者率の算出資料
 - ・施工体系図
 - ・施工体制登録事業者一覧(システム帳票)
- ☐ 登録技能者率の算出資料
 - ・作業員名簿
 - ・施工体制登録技能者一覧(システム帳票)

別紙4 確認様式

(別紙4) 確認様式

建設キャリアアップシステム活用モデル工事報告書

工事名			
受注者名			
工事完成日	令和	年	月 日

1. 登録事業者率

① 元請事業者 + 下請事業者数		(参考様式の①)
② 元請事業者 + CCUS登録事業者数		(参考様式の②)
登録事業者率 (②/①)		(%)
登録事業者率90%以上 (達成/未達成)		

2. 登録技能者率

③ 全技能者数		(参考様式の③)
④ CCUS登録技能者数		(参考様式の④)
登録技能者率 (④/③)		(%)
登録技能者率80%以上 (達成/未達成)		

両方の指標の達成状況 判定 ☐

添付資料

- ☐ 別紙4 参考様式
- ☐ 登録事業者率の算出資料
 - ・施工体系図
 - ・施工体制登録事業者一覧 (CCUS出力帳票)
- ☐ 登録技能者率の算出資料
 - ・作業員名簿
 - ・施工体制登録技能者一覧 (CCUS出力帳票)

別紙4 参考様式

別紙4 参考様式

登録事業者率、登録技能者率算出補助シート

※施工体系図、作業員名簿をもとに黄色着色セルに入力してください。

※行が不足する場合は、適宜行を挿入してお使いください。

事業名	登録事業者率		登録技能者率	
	① 元請事業者 + 下請事業者数	② 元請事業者 + CCUS登録事業者数	③ 全技能者数	④ CCUS登録技能者数
元請				
下請1				
下請2				
下請3				
下請4				
下請5				
下請6				
下請7				
下請8				
下請9				
下請10				
計	0	0	0	0

【注記】

①…登録事業者率の算出対象とする事業者は○、登録技能者率の算出対象となる一人親方はーを記入

②…登録事業者率の算出対象とする事業者のうち、CCUS登録事業者は○、未登録事業者は×を記入

③…登録技能者率の算出対象とする技能者数を記入

④…登録技能者率の算出対象とする技能者数のうち、CCUS登録を行っている技能者数を記入

6. Q & A

【登録事業者率について】

Q1 元請事業者は入札時点で事業者登録されていることがモデル工事の条件となっていますが、下請事業者が指標の算出上のCCUS登録事業者として認められるためには、元請事業者と同様に、入札時点で事業者登録されている必要がありますか。

A1 下請事業者が指標の算出上のCCUS登録事業者として認められるためには、当該下請事業者の部分下請通知書を発注者へ提出する時点で、事業者登録を完了している必要があります。

Q2 指標の算出対象とする事業者数は、最終提出の施工体系図から集計することになっていますが、作業が完了し現場から引き上げた下請事業者を施工体系図から削除している場合は、どのようにしたらよいか。

A2 工事の施行途中で作業が完了したことにより最終の変更で提出した施工体系図に記載されていない下請事業者がある場合は、その下請事業者を最終の施工体系図に記載したものを作成し、工事に関わった全事業者が確認できるようにしてください。

【登録技能者率について】

Q3 技能者が指標の算出上のCCUS登録技能者として認められるためには、どの時点で技能者登録されている必要がありますか。

A3 技能者が指標の算出上のCCUS登録技能者として認められるためには、当該技能者が所属する事業者の部分下請通知書を発注者へ提出する時点までに、技能者登録を完了している必要があります。

Q4 元請事業者の主任技術者について、CCUS技能者登録しており、実際に現場で技能者としても作業を行っている場合は、登録事業者率の算出の対象として含めてもよいか。

A4 CCUSは、技術者に比べて経験や技能が適切に評価されにくい技能者の処遇改善を目的としており、モデル工事における指標の算出は、技能者が対象になります。技術者は施工管理を行う者であり、基本的に直接的な作業は行わないことから、モデル工事における指標の算出対象となる技能者には含めていません。

実際には技術者が技能者として作業を行う場合もありますが、モデル工事では技術者を一律で指標の算出対象から除くこととします。

なお、現場の運営を取り仕切る現場代理人についても、技術者と同様に実際の現場での作業の有無に関わらず、指標の算出対象となる技能者には含めません。

Q 5 最終提出の作業員名簿に記載した技能者のうち、実際には現場に入場しなかった技能者を除いて登録技能者率を算出すると基準を達成できるのですが、指標の算出にあたって現場入場しなかった技能者を対象から除くことはできますか。

A 5 実際の現場入場の有無に関わらず、最終提出の作業員名簿に記載された技能者を指標の算出対象とします。

なお、提出資料への虚偽記載等が判明した際には、不誠実な行為として取扱う場合があります。

【その他】

Q 6 今回の工事では指標を達成できませんでしたが、その場合でも別紙4確認様式を発注者へ提出する必要がありますか。

A 6 モデル工事において、各指標がどの程度の数値となっているかを把握する必要がありますので、指標が達成できていない場合であっても、実施要領にもとづき別紙4確認様式を提出してください。

なお、受注者申出モデル工事においても同様です。

Q 7 今回の工事では、下請契約をせず元請事業者が直接すべての工事を実施した（直営工事）ので、施工体系図および作業員名簿を作成していません。指標の算出資料はどのように作成すれば良いですか。

A 7 直営工事の場合においても、別紙4確認様式で指標達成状況を報告しますが、指標の算出資料については次のとおりとします。

①登録事業者率

施工体系図を作成していないため、別紙4参考様式に元請事業者のみ記入してください。

②登録技能者率

工事書類としての作業員名簿は提出不要ですが、モデル工事における指標の算出にあたっては、指標の算出対象とする事業者数を確認する必要があり、指標達成状況確認のため、作業員名簿の作成をお願いします。